国際連合 A/HRC/WG.6/14/JPN/3

総会 配布:一般

2012年7月20日

原本:英語

(翻訳:国際人権活動日本委員会)

# 人権理事会

UPR 作業部会

ジュネーブ、2012年10月22日~11月5日

人権理事会決議16/21の付属文書5項に基づく人権高等弁務官事務所による要約

# 日本

この報告は UPR(普遍的定期的審査)へNGO など30団体が提出した文書の要約であり、17/119の決定に基づく人権理事会で採択された一般指針に従う。この報告には国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) による如何なる意見、見解あるいは提案や、特定の主張に関する如何なる判断あるいは決定も含まれていない。ここに含まれる情報は系統的に後注として照会し、可能な範囲内で、原文を改めずにしてある。人権理事会決議16/21の中で規定されているように、パリ原則を完全に遵守しているとみなされている審査対象である締約国の人権機関からの報告に対しては、必要に応じて別枠が用意される。受領したすべての文書の全文は国連人権高等弁務官事務所のホームページ上で入手できる。この報告書は審査の周期性とこの期間中での発展を考慮して準備されている。

# I・背景と枠組み

# A. 国際的義務の有効範囲

1. アムネスティー・インターナショナル(AI)によると、日本は自由権規約の第1選択議定書を批准することに同意しているにもかかわらず、移住労働者の権利条約や身障者権利条約、そして拷問等禁止条約や人種差別撤廃条約の選択議定書のどのひとつも批准していない。

- 2. 共同報告 1 2(JS12)は、移住労働者の権利条約の批准に向けての進展はなかったと述べている。
- 3. 共同報告 1 0 (JS10)は、国際組織犯罪防止条約や欧州評議会サイバー犯罪条約を補完する 2 0 0 0 年人身売買議定書を批准するよう要求した。新日本婦人の会(NJWA)は女子差別撤廃条約の選択議定書を批准するよう要求した。
- 4. 日本弁護士連合会(JFBA)、共同報告 2 (JS2) そして共同報告 6 (JS6) は、日本が人権条 約機関やUPR機構からの度重なる勧告にもかかわらず、いかなる個人通報制度に加入していないことを指摘した。
- 5. 共同報告 7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は 警察の取調べの完全な可視化と、人権が侵され、国内の法的手続きによってその被害 が救済されないとき、国連人権機関に申し立てできる個人通報制度を早期に成立する ことを必要と考えている。
- 6. 共同報告 6 (JS6)は、子どもの権利条約に付随する第3選択議定書の採択に前向きの 日本の姿勢を認めたが、日本は批准する意向を示さなかった。共同報告 6(JS6)はその 批准を要求した。

# B. 憲法および立法的枠組み

- 7. 日弁連(JFBA)は、人権条約が直接あるいは間接的に国内の裁判所で適用されている事例は極めて稀であると述べている。ヒューマンライツ・ナウ(HRN)によると、裁判所は法規範として国際人権条約を適用することに消極的であり、様々な条約義務を解釈するに当たって条約機関の一般意見を無視している。
- 8. 共同報告 10(JS10)は、子どもの権利に関する包括的な法の枠組みが存在しないと示している。 さらに加えて、児童ポルノを取り締まる法が国際基準に従っておらず、児童売買に関して明確に定義するよう要求した。

## C. 機構的な人権の基盤と方針の措置

9. ヒューマンライツ・ナウ (HRN) は、法務省の中に国内人権機関を設立するべく 2011 年に法案の提出に向けられた国内人権機関の独立性とパリ原則の遵守を問題にした。

共同報告 2 (JS2)は、検討中の国内人権機関が問題のある差別事項(朝鮮・韓国人学校に対するいやがらせや女性や性的少数者に対する差別的言動、その他)を取り扱わないことを申し立てた。共同報告 2 (JS2)は、国内人権機関はパリ原則に沿って組織的、財政的そして機能的に独立したものでなければならないと考える。委員の必要条件として人権活動や救済を専門とする人を含めるべきであり、少数者の参加も確保すべきである。さらに、反差別法が国内人権機関の関する法律に沿って制定されるべき、と述べている。アムネスティー(AI)もまた予定されている国内人権機関の独立性に関して懸念を表明した。

- 10. アムネスティー(AI)は、2008年のUPR勧告を実施するにあたって、日本は殆ん ど、そしてある事例ではまったく進展していない、と述べている。ヒューマンライツ・ ナウ (HRN) は、UPRの実施状況は乏しく、日本は人権の擁護と促進のための国内 行動計画を作成しておらず、人権問題を担当する特別の政府あるいは議会の機関が存 在しないことを指摘した。共同報告7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の 自由裁判をすすめる会) は、日本が国連人権機関の勧告を実施しておらず、総括的評 価を行なう機関が政府内に存在していないことを指摘した。
- 11. 日弁連は(JFBA)、日本政府が第1回UPRで勧告を受けたUPRのフォローアップにおいて、市民グループと係わる行動を何も取らなかったことを指摘した。さらに、第2回UPRのための準備期間における市民グループとの協議は単なる形式であった。ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、日本政府はUPRのフォローアップに関して市民グループとの協議を知らせるべきだったと付け加えた。
- 12. アジア女性資料センター (AJWRC) によると、内閣府男女共同参画局が第2回 UPR 審査のための政府によるフォローアップ報告の準備過程に係わっていたにも拘らず、 その参加は部分的であり、包括的なフォローアップの過程において男女平等の展望を 組織的に統合する責任ではなかった。
- 13. 共同報告 1 (JS1)は、UPRや人権条約機関の勧告を徹底し、同時に人権を積極的に 促進し、擁護するために、2011年の人権理事会の前に日本が行なった確約を評価 した。日弁連(JFBA)は外務省内に人権条約履行室が設置されたことを認めた。
- 14. 新日本婦人の会(NJWA)は、2010年に日本政府は男女平等のための第3次基本計画を採択したが、問題はそれを実行するかであると指摘した。
- 15. 共同報告8(JS8)は、男女平等のための第3次基本計画の中にレズビアン、両性愛女性

そして性転換者を含めていることを歓迎した。

## D. 人権機関との連携

#### 1. 条約機関との連携

16. 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)は、日本は「子どもの権利」 に関する勧告の実施を行なう措置を取っていないと指摘した。

#### 2. 特別な手続との連携

- 17. 共同報告12(JS12)は、2010年の移住者の人権に関する国連特別報告者による勧告を実行するよう要求した。
- 18. 全国・拉致監禁・強制改宗被害者の会(VAARKFC)は、宗教の自由に関して調査し、 政府に勧告を行なうために、宗教あるいは信条の自由問題の国連特別報告者を招くよ う要求した。

# E. 適用可能な国際人道法を考慮しながら、国際人権義務の実行

#### 1. 平等と反差別

- 19. 新婦人 (NJWA) は、男女平等に基づく昇進の発展に関して、日本は先進国の中で最低に位置していると述べている。
- 20. スペース・アライズ (SA) によると、日本政府は男女平等の達成と女性の地位向上の 促進に優先権を置いていたが、発展分野に対する予算配分において、女性の社会的お よび経済的権利の改善を保障するための予定された予算を講じなかった。
- 21. アジア女性資料センター (AJWRC) は、震災や原発災害において、被災された主婦 に対する救済資金や補償金の件で男女差別に関する懸念を表明し、男女別のデータを 用意すること、そして男女による影響を監査することを要求した。
- 22. アムネスティー(AI)は、アイヌ民族、被差別部落民そして沖縄人が差別を受け続けていると指摘している。さらに、国内法が年齢、男女別、宗教、性的嗜好あるいは国籍に基づく直接あるいは間接的な差別に対する保護を規定していないと加えた。日

弁連(JFBA)は、2009年の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の設立を強調したが、より包括的な措置が実行されるべきだと述べている。

- 23. アムネスティー (AI) は、在日韓国・朝鮮人や中国人社会の存在に対する暴行を引き起こし、場合によっては彼らの建造物に損害を与えるデモが行なわれた、と述べている。日弁連 (JFBA)、アジア女性資料センター (AJWRC),そしてヒューマンライツ・ナウ (HRN) は同時に、これら外国人社会の状況に関して懸念を表明した。
- 24. 地震により被災した外国人居住者に関して、共同報告2(JS2)は、大災害や緊急時における差別を禁止する法律を制定するよう、そして外国人居住者との協議する懇談会を創設するよう要求した。
- 25. スペース・アライズ (SA) によると、性的指向と性同一性障害に基づく差別を禁じる 法律が存在しない。その結果、この種の差別がまかり通り、レズビアン、ゲイ、両性 愛、そして性転換者、いわゆる LGBT の人々はしばしば適切な支援を得ることができず、彼らの多くは時には自殺や辞職、そして解雇をもたらす嫌がらせの対象とよくなっている。スベース・アライズは同時に、LGBT の人々が公務員や公共施設利用者の 理解の欠如により、社会的サービスを受ける手段をなくしていると述べている。
- 26. 共同報告8 (JS8) は、LGBT の人々が直面する状況は不可視化性、過小評価性、暗黙の偏見、そして烙印化するとして特徴付けられると述べた。さらに、LGBT の人々は教育、雇用、住宅、そして医療のような生活のすべての面において、差別を含む人権侵害の対象となっていると付け加えた。共同報告8 (JS8) は、LGBT の人々に対する人権侵害の事例は適切に資料化されておらず、反差別法の採択に示唆されていないと述べている。

#### 2. 個人の生活、自由そして安全の権利

- 27. 共同報告3 (JS3) は、死刑の方法が秘密に隠されていると指摘し、そして多くの団体が、改革に対する一般提案を行なうために公的で透明性がある専門の死刑審査機関の設立を要求している、と喚起した。アムネスティー(AI)、共同報告12(JS12)、そして日弁連(JFBA)も同様の関心を表明した。
- 28. ヒューマンライツ・ナウ (HRN) はさらに、日本政府が死刑の廃止も、モラトリアム (一時停止) の導入すら如何なる措置も取っていない、と述べている。また、3人の 死刑確定者が2012年3月に執行され、これは2010年7月以来の執行であった

と述べている。2012年1月12日現在、死刑確定者の数は130名になり、世界第2次大戦以来、最大数である。死刑制度の人権侵害に関して、共同報告9(JS9)は、繰り返された国連機関の勧告にも拘わらず、死刑確定者の権利は厳しく制限されている、と指摘した。受刑者と外部の人たちとの連絡もまた、厳しく制限されていると付け加えている。

- 29. 留置施設の状況に関して、共同報告9 (JS9) は、健康、衛生、そして診察の場所が 未だに問題が解決されていない領域になっていると指摘している。さらに、独居房、 外部の人との不合理な通信制限、そして苦情処理手順の不備を含む、非人道的で虐待 的に厳しい規則に対し懸念を表明した。また、刑事施設視察委員会による効果的な視 察ができるよう必要な措置を取るよう要求した。
- 30. アムネスティー (AI) は、拷問やその他残虐で非人道的な取扱により自白を得るために使用され続けているダイヨーカンゴク (代用監獄) 制度に関して懸念を表明した。日弁連 (JFBA) は、被疑者が弁護人の立会いもなく無制限の期間にわたり取調べられることを報告している。検察官による取調べの中のビデオ録画は、自白が自供調書に記載された後にのみ取られている。ビデオ録画される警察官による取調べの事例は極めて限定されている。ヒューマンライツ・ナウ (HRN) は、取調べ拘留中のすべてのビデオ録画は今だ導入されていないと、述べている。検察庁は取調べ拘留中のビデオ録画の試みを開始したが、この試みの事例は限られている。
- 31. ヒューマンライツ・ナウ (HRN) は、強要された虚偽の自白に基づく不当な有罪が暴露され、無期懲役を課されていた元被告が釈放された、と述べている。共同報告7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は、冤罪の原因が強引な虚偽の自白による警察の取調べのやり方にあると述べている。
- 32. アジア女性資料センター (AJWRC) は、震災の余波により、性的暴行やドメスティック・バイオレンス (家庭内暴力) が報告されていると、述べている。また、1年後、被災地においてドメスティック・バイオレンスの発生が漸次高まっていると述べている。
- 33. アジア女性資料センター (AJWRC) は、強姦法の再考が第3次男女平等基本計画の中に挿入されたが、何ら具体的な手段が取られなかった。さらに、他の性的暴行の形態と分ける強姦法の検討と、性に基づく暴力の犠牲者に対する緊急で長期の援助体制の拡大を要求した。

- 34. 共同報告12 (JS12) は、良好に向かってはいるが、ドメスティック・バイオレンスが国際結婚の場合に特に起き続けていると、述べている。共同報告5 (JS5) は、緊急電話相談サービスが暴力を受けた犠牲者に対して最良の対応手段になっているとみなしている。
- 35. スペース・アライズ (SA) によると、性搾取や人身売買の犠牲者は当然の援助や保護を受けておらず、時によっては、犠牲者として認知すらされず、何の救済もなく強制出国されている。女子差別撤廃条約 (CEDAW) の勧告にも拘わらず、犠牲者が日本に滞在し自らが社会に同化するための十分な援助が存在しない。さらに、犠牲者に対する良質な援助や適切な医療、そして社会的、精神的援助のための施設が極めて限られている。
- 36. 共同報告 10(JS10)は、子どもと成人を収容する現在の施設は性の売買による子どもの犠牲者を確実に援助するために十分に特化されていないと述べている。
- 37. 日弁連(JFBA) は、日本は売春婦を起訴しながら、顧客は罰せられない売春防止法 の見直しを考えていないと指摘している。
- 38. 共同報告 1 (JS1)によると、児童虐待と考えられる事例が、10年前から記録を取り始めて以来、最高率に上った。さらに、市町村の児童センターに報告されている児童虐待の事例数は、2010年に最大に増加したと加えている。このことに応えて、日本政府は2011年に民法を改訂し、親権を有する者がその子どもを虐待する時、子どもの利益を最大に評価する原則を加えた。しかしながら、共同報告 1 (JS1)にとって、親権それ自体が旧態依然のままであった。
- 39. 日弁連(JFBA)は、学校内での体罰が依然続いていると指摘している。さらに、子どもの場合におけるイジメの複雑性に対する理解が欠けていると加えている。「子どもに対するすべての体罰を止める世界的取り組み」(GIEACPC)は、体罰を正当化することが2008年の日本に関するUPR審査以来、変化していないと述べている。
- 40. スペース・アライズ(SA)は、日本政府が暴力を受けた少女の犠牲者に対する、肉体的・精神的回復や社会的復帰を援助する財政的措置を含む、適切な手段を講じていないと、述べている。さらに、児童買春や近親相姦の犠牲者が、特に家族のメンバーによる犯罪の場合、このことを報告することは困難であると加えている。スペース・アライズ(SA)は、近親相姦に対して加重罰則を法制化すべきと述べている。

#### 3. 処罰の免除を含む、司法と、法の支配

- 41. ヒューマンライツ・ナウ(HRN)によると、冤罪事件の重大な原因は被告に関する証拠の開廷前における不十分な開示である。現在の刑事訴訟法に開示規定は存在するが、これは完全な開示ではなく、ヒューマンライツ・ナウ (HRN) が指摘したように、無罪弁明の証拠の開示に対する決まりを含んでいない。大阪地検の主任検察官による2010年9月の証拠改ざん事件に関して、ヒューマンライツ・ナウ (HRN) はさらに、証拠開示に関して何ら提案はなされなかったが、法務省は検事の誤った指揮捜査を防止し刑事司法制度の見直す専門委員会を設立したと述べている。
- 42. 日弁連(JFBA)はさらに、司法や法執行機関に対する国際人権法に関する教育や養成が 十分ではなく、改良が見られないと述べている。
- 43. 共同報告 11(JS11)は、日本が植民地主義者としての歴史の面で戦後賠償を払う行動を取ってこなかったと述べている。共同報告 11(JS11)はさらに、ザイニチ韓国・朝鮮人は日本国籍の欠落により参政権を与えられず、従って、政治的・公共的活動の分野から排除されていると述べている。
- 44. 対日道義負債財団(FJHD・オランダ)は、日本がアジア女性基金の設立により強制された性奴隷(「従軍慰安婦」)に関して同義的責任を認めたと指摘している。しかし、日本は全面的な同義的責任と捉えることを拒否し、心理的・肉体的被害の修復を含む、事実の一般的に受け容れられている認識を通しての解決の道を拒否し続けている。同様の関心が共同報告12(JS12)からも出ている。ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、2008年以来、この問題における進展はないと述べている。
- 45. アムネスティー・インターナショナル(AI)は、「従軍慰安婦」は肉体的・精神的体調不良、孤立、恥辱、そして、しばしば奴隷状態による赤貧に苦しんできた。アムネスティー・インターナショナル(AI)は、日本によって提示された補償が賠償に関する国際基準に対応していないと述べている。
- 46. 韓国・挺身隊問題対策協議会(KCWDMSS-韓国)によると、女性に対する暴力に関する国連特別報告者による報告が、性犯罪による犠牲者は公式な謝罪と国家責任の公式な認定を伴わない経済的補償を受ける意思はないと、指摘している。
- 47. 女たちの戦争と平和資料館(WAM)によると、日本政府が「従軍慰安婦」問題に対する 回答として引き合いに出しているアジア女性基金は、生存者たちから受け入れられて

いない。この基金は2007年3月に終了している。日弁連(JFBA)は、日本が「従軍 慰安婦」問題に関して真実を明らかにする調査機関の設立により、法的責任を履行す べきであると考えている。日本婦人団体連合会(FUDANREN)は、日本が公式謝罪 や犠牲者に対する個別補償、実行者に対する処罰、そして市民への教育を実現しなけ ればならないと考えている。新婦人(NJWA)は、国際機関からの勧告や生存者の要求 に応えるため、法律を通じてこの問題を解決する行動を取ることを要求した。

48. 韓国・挺身隊問題対策協議会(KCWDMSS-韓国)は、法的賠償を実行し、1965年の日韓条約を履行することによって、性的奴隷犯罪に対して明確な国家責任を認めるよう要求した。

# 4. プライバシー、結婚、そして家庭生活の権利

- 49. 共同報告12(JS12)は、婚外子と同様に、少数民族に属する子どもや日本国籍外の子ども、外国人移住労働者の子ども、そして難民の子どもや身障者の子どもも差別を受けていると加えている。
- 50. 日弁連)(JFBA)は、女性に対する民法上の差別項目(結婚の最低年齢、再婚のための 待機期間、そして夫婦の姓の選択)を改定する法案が提出されなかったと指摘した。 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会(ASCW)、ヒューマンライツ・ ナウ(HRN)、アムネスティー(AI)、アジア女性資料センター(AJWRC)、新婦人 (NJWA)、そして婦団連(FUDANREN)は同様の懸念を表明した。
- 51. スペース・アライズ(SA)は、婚外子であることにより戸籍制度や遺産相続の規定において差別を受け続けていると指摘している。「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会(ASCW)は、すべての法律や行政から適法とされている概念を除去し、戸籍簿の変更を要求している。
- 52. 共同報告12(JS12)は、子どもの無国籍を回避する2011年の子どもの権利条約 (CRC)の勧告を想起し、1954年の無国籍者の身分に関する国連条約と1961年 の無国籍の削減に関する国連条約の批准を要求した。
- 5. 宗教あるいは信条、表現、結社、そして平和的集会の自由と、公的そして政治的生活に参加する権利
  - 53. ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、他の団体と同様に、教師が公的儀式の際に日の丸

の旗の下で国歌・君が代の唱和を命じられ、(そして歌わずに処罰され) たとき、公立 学校において思想・良心の自由が脅かされていると指摘した。働く女性のネットワーク(WWN)も同様の懸念を表明した。

- 54. 国境なき人権(HRWF・ベルギー)は、乗教を目的として市民を拉致・拘束することと、この事件を捜査し、起訴しようとしない警察や司法当局について報告した。さらに、2011年に、少なくとも4人の成人統一教会信者が、改宗を強制しようとする両親に拉致された。一方、2010年と2009年に、それぞれ9人と3人の明らかな事件があった。全国・拉致監禁・強制改宗被害者の会(VAARKFC)と天宙平和連合(UPF-アメリカ)が同様の懸念を表明した。
- 5 5. 日弁連(JFBA)は、重要な政策決定過程への女性の参画が極めて稀であり、この不公平 を削減するための措置がなかったと述べている。婦団連(FUDANREN)は、衆議院に おける女性代議士は僅か 1 1. 3パーセントしか達していないと指摘した。アジア女 性資料センター(AJWRC)と他の団体は、震災後の復興過程における意志決定への女性 の参加は限定されていると指摘している。

# 6. 労働の、そして正当で良好な労働条件の権利

- 56. 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)は、賃金が過去 10 年間、低下 し続けており、労働者の35パーセントが非正規(その中の54.7パーセントが女 性)に、特に若者が、引き入れられている。
- 57. 婦団連(FUDANREN)によると、女性労働者の半数以上は低賃金や無権利の状態で、非正規労働者として働いている。さらに、女性パート労働者は男性正規労働者の賃金の49. 5パーセントしか賃金を得ていないと、付け加えている。婦団連は、正規労働と不正規労働間の平等な取扱いは進展していないと述べている。さらに、子育てや介護を支援する社会福祉の補償は極めて低いと付け加えた。男女雇用機会均等法、パートタイム労働者法、そして労働基準法の見直しを要求している。また、パートタイム労働に関するILO条約175条の批准と、男女間における雇用均等法の成立を要求している。
- 58. 共同報告 7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は、 正規労働者が長時間による残業を強いられ、過労死や自殺の増大をもたらしていると 指摘した。そして、残業による関連死を調査・研究し、過労死防止法を制定し、そし て違反企業に対してより重い厳罰を要求している。日弁連(JFBA) はさらに、これ

らの労働条件により、正規労働者が仕事と生活のバランスの維持が困難になるだけではかく、特に伝統的に家事を負うよう期待されている女性に安定した地位を与えることの障害になっていると述べている。

- 59. 婦団連(FUDANREN)は、さらに、妊娠や出産による女性労働者に対する解雇や不利益な行為が広く行なわれていると指摘している。アジア女性資料センター(AJWRC)は、労働力としての女性の完全参加が十分な公共保育や他の社会福祉の欠如によって阻害されていると述べている。
- 60. 新婦人(NJWA)は、性の違いによる役割認識や増大する非正規雇用が、震災地域における女性の困難な状況をさらに厳しくしていると述べている。
- 6 1. 共同報告 7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は、 公務員は争議権の履行を許されておらず、法律は公務員のすべての政治的活動を禁じ ていると指摘している。

# 7. 社会保障と十分な生活水準の権利

- 62. アジア女性資料センター(AJWRC)は、貧困の性の違いによる格差が増大していること を指摘し、市民社会の完全な参加を伴う貧困軽減計画の準備の際には十分に性の違い を認識するよう要求した。
- 63. 日弁連(JFBA)は、2009年、17歳以下の子どもの7人に1人と片親の半数以上が 貧困生活を送っていることが明らかにされたと、述べている。また、子どもの中での 貧困を根絶するために、子ども養育費の効果的な徴収についての子どもの権利条約 (CRC)の勧告を想起した。
- 64. 共同報告 4(JS4)は、日本がフクシマの子どもたちの生きる、生存する、そして発展する権利や、健康の権利、そして遊ぶ権利を擁護するために、必要な法的そして行政的等の措置を取っていないと指摘している。 扶助者聖マリア国際研究所(IIMA-イタリア)は、学校における放射能レベルの監視と、子どもと妊婦が集中する場所から始めて、適切な除染を実施するよう要求した。

#### 8. 健康の権利

65. ヒューマンライツ・ナウ(HRN)によると、適切な医療管理の欠如により、震災やその

後の避難による間接的な影響で多くの死者が生じている。さらに、医療検査サービスが不十分であると付け加えている。内部被爆の検査は少数の人たちにのみ行なわれている。健康チェック・サービスの受診を望んでいるフクシマの住民は長い順番待ちにおかれ、尿や血液検査は今もって実施されていない。

- 6 6. 共同報告 4 (JS4)は、日本がフクシマの子どもとその家族への放射能の危険性に対して、 適切な医療処置を受けられる補償をするべきであると述べている。また、放射能やそ の影響に関する正確な情報の提供が、自治体や中央政府から殆んど提供されないと、 付け加えている。
- 67. ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、放射能汚染された食物の摂取に懸念を抱いている。 また、福島第一原発の事故後に食物を検査した政府の暫定基準は、WHO(世界保健 機構)によって設定された基準に比べても低いと付け加えている。
- 68. 共同報告 4 (JS4)は、被災を受けた地方自治体が放射能についての正しい情報の欠如に関して不平を訴え、原発事故の影響について深刻な不安を表明したと述べている。日 弁連(JFBA)は、避難計画に関する情報が満足すべきものではないと付け加えている。 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)は、同じような関心を表明し、放射線被爆から子どもと女性を守る対策が遅れていると付け加えた。扶助者聖マリア 国際研究所(IIMA-イタリア)は、子どもへの放射線被爆についての疑念を減少しようと、 爆発事故の直後に展開された情報官伝を批判した。

#### 10. 教育の権利

- 69. 扶助者聖マリア国際研究所(IIMA・イタリア)によると、教育制度がその実績にも拘らず、 余りにも競争を煽り、創造性を促進していない。すなわち、生徒は十分な自由がなく、 個々の違いの表明を否定している。また、弱者グループに対する教育上の差別が存在すると指摘している。男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)によると、教師は競争制度に組み込まれ、管理統制、長時間労働、差別賃金、強制配転、強制研修、 そして多くの場合、自殺への追い込まれに苦しんでいる。
- 70. 共同報告 7 (国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は、2 010年に高等学校の教科書の無償化制度が実現したが、この制度から朝鮮高校は除外されたと指摘している。この行為は教育の機会における差別の禁止についての人種差別撤廃委員会の勧告を想起させた。共同報告 2 (JS2)はさらに、少数民族の学校に対するこの件に関しての差別を審査するよう要求した。

- 71. 働く女性のネットワーク(WWN)は、大阪府における教育改革によって生じた問題、特に、教育基本計画を準備するに当たっての大阪府知事の介入、教師の思想と良心の自由が守られていないことへの懸念、そして条例が大阪における教育を悪化させ、子どもの発達を阻害させると言及した。
- 72. 共同報告12(JS12)は、韓国・朝鮮人学校や中国人学校、そしてブラジル人学校のような民族学校が財政的助成金あるいは税制優遇措置を受領する権利を与えられていないと述べている。さらに、これらの学校の卒業生は大学受験資格を有する者として認められておらず、国立大学受験資格の適用から除外されていると付け加えている。
- 73. 女たちの戦争と平和資料館(WAM)は、「慰安婦」問題が1997年まで義務教育の教科書に載っておらず、多くの成人がこの問題について学ぶ機会を持ちえなかったと指摘している。また、「慰安婦」に関する教育を行うため他の手段を提供することの重要性を認識した。さらに、2012年、「慰安婦」の用語がすべての義務教育の教科書から姿を消したことを付け加え、義務教育で使用される歴史教科書に「慰安婦」制度の引用を含めるよう要求している。韓国・挺身隊問題対策協議会(KCWDMSS・韓国)は、歴史教科書に「慰安婦」の事実を正確に記録として残し、自国の市民とその未来世代を教育するよう行政措置の確立を要求している。
- 74. 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)は、被災地における学校の復旧 や復興が遅れていると述べている。さらに、事故災害による拡散した放射性物質によ り、児童たちが安全な環境で学習ができないと付け加えている。放射性物質から子ど もたちを守る措置、例えば全員避難など、が取られていない。

# 10. 障害者

- 75. 日弁連(JFBA)は、身障者権利条約(CRPD)の批准と、身障者の完全な参加と平等の原 則を唱える CRPD の基準に応えることができる身障者擁護の国内法を成立するよう 提案している。
- 7 6. 扶助者聖マリア国際研究所(IIMA-イタリア)は、障害児のための多少の法律や措置が日本において採択されているが、適切な計画と同じく、必要な用具や設備のための財源の欠如により、障害児が限られた通学を続けている公立学校において、特に深く根ざした差別が未だに存在していると記述している。IIMA はさらに、障害児は一般的に特別学校で学んでいると述べている。しかしながら、これらの学校の数は不十分であ

る。

### 11. 少数民族と先住民

- 77. 共同報告 11(JS11)は、日本が少数派の女性の地位に関して何ら調査を実施せず、データも持っておらず、少数派に属する女性、特にアイヌ民族、被差別部落民、そして在日韓国・朝鮮人が直面する問題に取り組む特別の計画をも有していないと述べている。共同報告 11(JS11)はさらに、男女共同参画局の下にある、どの政策提言委員会あるいは会議にも少数派の女性代表がいないと指摘している。また、教育、雇用、福祉、健康、そして暴力の分野において、少数派に属する女性が直面する問題に対して特別措置を取るよう要求している。
- 78. アジア女性資料センター(AJWRC)は、少数派の女性の関心事は第3次男女平等基本計画で取り組まれるだろうが、日本が男女の違い別データを作成しておらず、協議も行っていないと述べている。
- 79. 共同報告 11(JS11)は、アイヌ民族の生活水準は一般の人たちのそれよりも遥かに低いと指摘している。アイヌの女性は複数の差別の対象であり、彼女らの状況を改善する法的手段あるいは頼るものがない。
- 80. 共同報告 11(JS11)は、被差別部落の女性の中における低い通学と学校在籍率、そして非識字に対して懸念を表明した。さらに、職業の機会と賃金が彼女らの出自により影響されている。

#### 12. 移住労働者、難民、そして亡命希望者

- 8 1. アジア女性資料センター(AJWRC)は、少数派の女性や移住労働者の女性が雇用、教育、意思決定への参加、社会保障の利用、司法に訴える権利に関して、差別や疎外化に直面し続けていると述べている。さらに、2009年に法制化された新しい入国管理制度の下において、正当な理由なくして離婚した日本国籍を有していた外国生まれの配偶者は、居住許可を失う恐れがあり、ドメスティック・バイオレンスの犠牲者に対して危険性が増大するだろうと付け加えている。共同報告 2 (JS2)も同様の懸念を表明している。
- 82. 日弁連(JFBA)は、移住者の権利を保証とする国内法の拡大に関して何ら進展はなく、 労働、教育、社会保障、そして公共への参加の領域において差別が存在していると述

べている。

- 83. 共同報告12(JS12)は、移住労働者が日本の産業を組織の最底辺で支えていると指摘している。すなわち、賃金は最低に抑えられ、重労働を行うこととなる夜間の仕事や残業を強いられている。「研修生制度」計画の下で、外国人研修生は通常、3年有効ビザを取得し、規定の「労働基準法」を下回る最低賃金で働いている。現状において移住労働者は搾取による弱者に置かれている。
- 84. 共同報告 1 2 (JS12)は、不法滞在の移住労働者の状況を改善する包括的な政策を採択 し実行するよう そして不法滞在の移住労働者として判明した際の拘留を控えるよう 要求している。
- 85. 難民認定制度に関して、日弁連(JFBA)は、2008年のUPR 勧告にも拘わらず、日本政府が難民認定手続きを関係する国際人権条約と調和させ、そして亡命希望者に対する法的援助制度の手続きを改善するため、独立した難民申請機関を設立する対応を取っていないと述べている。
- 86. 共同報告12(JS12)は、ノン・ルフールマン原則や難民認定の申請者を送還しないこと、そして却下事例の審査に続いて、難民が異議を申し立てられる制度を設立した日本政府の前進を評価した。しかしながら、人種差別や外国人排除を駆り立てている、移住労働者、外国人、亡命希望者、そして難民に対するホットライン・プログラムの使用中止を要求している。
- 87. アムネスティー(AI)は、2011年に1867人の亡命申請があり、これは2010年の1388人から増えていると指摘している。この増大にも拘わらず、日本政府は2010年の39名に比べて、2011年には僅か21名の申請者だけを難民認定した。また、亡命希望者は十分な支援を受けていないため、多くは貧困下にあり、不法な就労を強いられている者もいると付け加えている。アムネスティー(AI)はさらに、亡命希望を拒否された申請者に対してひとたび送還命令が発行されると、彼らは無期限に拘留されると述べている。また、管理センターに収容されている移住労働者や亡命希望者は、不十分な医療受診の機会や収容施設に関する独自の査察の欠如を含む、劣悪な状況を訴えていると述べている。

# 13. 国内の避難民

- 88. 共同報告 7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会) は、 日本政府が自治体と震災犠牲者に対して財政的および物理的援助をするため、再建の 確固たる枠組みを作り上げる長期計画を確立すべきであると述べている。
- 89. ヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、避難所の多くはプライバシーを保護する対策を取ることなく、また避難民、特に、子ども、女性、身障者、そして年長者の要求を正当に考慮することもなく建設されていると述べている。さらに、緊急避難所の居住条件は貧しく、いくつかは有害で危険な地域に位置していると付け加えている。
- 90. 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク(JNEAGE)は、危険地域からの避難民とその家族は賠償が保証されていないと指摘している。

# レポートを提出した市民社会リスト

AI : アムネスティー・インターナショナル (英国)

AJWRC : アジア女性資料センター

ASCW :「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会

FJHD : 対日道義負債財団(オランダ)

FUDANREN: 日本婦人団体連合会

GIEACPC : 子どもに対するすべての体罰を止める世界的取り組み(英国)

HRN : ヒューマンライツ・ナウHRWF : 国境なき人権(ベルギー)

IIMA : 扶助者聖マリア国際研究所(イタリア)

JFBA : 日本弁護士連合会

JNEAGE : 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク

KCWDMSS : 韓国・挺身隊問題対策協議会(韓国)

NJWA : 新日本婦人の会

SA : スペース・アライズ

UPF : 天宙平和連合(アメリカ)

VAARKFC : 全国・拉致監禁・強制改宗被害者の会

 WAM
 : 女たちの戦争と平和資料館

 WWN
 : 働く女性のネットワーク

- JS1 :共同報告1- 子どもへの暴力をなくす運動
- JS2 :共同報告2- 人種差別撤廃 NGO ネットワーク
- JS3 :共同報告3 協同の人権擁護者 (アメリカ) と世界死刑反対連合 (フランス)
- JS4 :共同報告4- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと子供たちを放射能から守るフクシ マネットワーク
- JS5 :共同報告5- 強制労働訴訟を支援する全国ネットワークと東ティモール全国協議会
- JS6 :共同報告 6 子どもの権利条約に関する NGO グループ
- JS7 :共同報告7 国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会
- JS8 :共同報告8- ゲイ・ジャパン・ニュースとレインボー・アクション
- JS9 :共同報告9- 国際人権同盟(フランス)と監獄人権センター
- JS10:共同報告 1 0 ECPAT/STOP Japan と ECPAT Japan 関西
- JS11:共同報告11-IMADR-JC(反差別国際運動日本委員会)
- JS12:共同報告12-フランシス会士インターナショナル(アメリカ)と善牧會(イタリア)